

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則  
 ○福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する 三五

告示  
 ○土壌汚染対策法による要措置区域を解除する件 三五  
 ○土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三六  
 ○道路の供用を開始する件 三六

公告  
 ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件 三六  
 ○県営土地改良事業の工事が完了した件 三七  
 ○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三七

## 規 則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第六十一号

#### 福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「同項第十八号」を「同項第十九号」に、「同項第三号ロ又はハ」を「同項第三号ロ若しくはハ又は十二号」に改める。

第四条第二項中「貸付けに係る貸付額は、当該整備資金の額の下に」（別表の三の項又は五の項に掲げる事業のうち組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組

合に貸付けをする場合には、当該者の負担額。以下同じ。）を加え、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第二号に規定する高度化事業に係る普通貸付のうち別表の一の二の項に掲げる事業

第四条第三項中「〇・八五パーセント」を「〇・七五パーセント」に改め、同項第十号中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第十一号中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表の12の項中「第6条第2項」を「第8条第2項」に、「第41条第1項」を「第49条第1項」に改め、別表の13の項及び14の項中「第15条第1項第18号」を「第15条第1項第19号」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の12の項の改正規定（「第6条第2項」を「第8条第2項」に改める部分に限る。）は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

2 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

## 告 示

### 福島県告示第四百三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定を解除する区域
  - 伊達郡川俣町字川原田四一番一、四二番及び五七番一の各一部
- 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。

- 以下同じ。)の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物又はふっ素及びその化合物
  - 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
なし

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去  
(水・大気環境課)

福島県告示第四百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、阿武隈川上流土地改良区から平成二十六年六月六日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月八日認可した。  
平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村計画課)

福島県告示第四百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から平成二十六年六月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月八日認可した。  
平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村計画課)

福島県告示第四百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十六年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	伊達市保原町柱田字平一六二番二地先から 同 市保原町字大田六九番二地先まで	平成二十六年七月一七日

公 告

(道路計画課)

公告第二百七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月二十五日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ふくしま地域活性化センター

- 三 代表者の氏名  
馬場 寛朗

- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市笹谷字桜水四十五番地の五

- 五 定款に記載された目的  
この法人は、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、少子・高齢社会に対応した保健・医療・福祉、まちづくり、農山漁村地域振興、災害救援、経済活動の活性化等に関する事業を行い、地域活性化の推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月二十六日
- 二 名称  
特定非営利活動法人OYAKODOふくしま
- 三 代表者の氏名  
横田 智史
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市方木田字北白家五番地の二
- 五 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わるすべての一般市民に対して、子育て支援に関する事業や子どもの育成を支える地域コミュニティづくりに関する事業を行い、子どもの健全な育成と子ども及び子育て親の多様性を認め合いながらそれぞれが活気ある暮らしを送ることができる地域づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

#### 公告第二百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、大久地区に係る県営基幹農道整備事業の工事は、平成二十六年三月二十六日完了したので公告する。

平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

#### 公告第二百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松本宮都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)